

# 美濃加茂市 飼い主不明猫の 不妊手術費用補助制度

美濃加茂市では、飼い主不明な猫が増加して地域住民に迷惑をかけないように、飼い主不明な猫の繁殖を抑えるために、不妊手術費用の補助を実施します。

**【補助金対象者】** 市内に生息する飼い主不明な猫を協力病院に持込み、不妊手術を受けさせていただける市内在住の方。(法人は除く)

**【補助金額の上限】** オス猫の去勢手術・・・1匹につき 4,000円  
メス猫の避妊手術・・・1匹につき 6,000円

**【受付期間】** 年度はじめ～翌年1月末まで

**【申込方法】** 協力病院へ飼い主不明な猫を持ち込まれる前(手術前)に、補助金交付申込書に必要書類を添付のうえ、環境課窓口へ提出してください。(郵送は不可)

**【協力病院】** 飼い主不明な猫を増やさない為に、不妊手術等に協力してくださる動物病院で、市に登録のある動物病院のことです。詳しくは、別紙「協力病院一覧」をご覧ください。

※予算額に達した場合、予定より早く申込みの受付を締切る場合があります。

< お問い合わせ ・ 申込み先 >  
美濃加茂市役所 環境課 市民生活係  
〒505-8606 美濃加茂市太田町 3431-1  
電話 0574-25-2111 内線(303、306)

## 補助金交付手続きの流れ

内 容
<b>①交付申込書(第4号様式)作成</b> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 申請者と申込者以外の者による飼い主不明な猫であることの確認 (自治会長1名または、市内に在住または在勤の隣人等2名の署名・捺印)</li></ul>
<b>②補助金交付申込</b> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 申込書 [第4号様式] (飼い主不明な猫であることの確認が必要)</li><li><input type="checkbox"/> 飼い主不明な猫の写真1枚 (猫の特徴がわかるもの)</li><li><input type="checkbox"/> 住所が確認できる書類 (免許証、住民票、保険証など)</li></ul>
<b>③申込結果通知書</b> <p>市から申込者へ申込み決定通知書と猫の写真 (申込時に受付印を押したものの)、 交付申請書を同封して郵送します。</p>
<b>④協力病院との事前打ち合わせ</b> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 申込結果通知後に「手術を予定する協力病院」に電話で連絡します。</li></ul>
<b>⑤「飼い主不明な猫」を申請した協力病院へ持ち込む</b> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 申込後はできるだけ早く持ち込みます。</li><li><input type="checkbox"/> 猫を保護するときは、けが等に十分注意します。</li><li><input type="checkbox"/> 申込結果通知書、交付申請書、飼い主不明な猫の写真 (申込時に受付印を押したもの) を協力病院に渡します。</li></ul>
<b>⑥不妊手術の可否決定</b> <p>申込者が協力病院に持ち込んだ「飼い主不明な猫」について、獣医師が判断します。</p>
<b>⑦不妊手術の実施</b> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 申込結果通知書に記載の期限までに、不妊手術と申請を行います。 <u>※この期間内に行わないと無効になります。</u></li><li><input type="checkbox"/> 申込者ご自身で不妊手術費用をお支払いいただき、手術後の猫を引き取ります。</li></ul>
<b>⑧補助金交付申請</b> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 申請書 [第8号様式] (獣医師の署名・捺印が必要)</li><li><input type="checkbox"/> 領収書コピー (申請者宛で不妊手術の内容・費用がわかるもの)</li><li><input type="checkbox"/> 猫の写真2枚 (猫の全身と、耳カット部分がわかるもの)</li></ul>
<b>⑨交付決定通知兼確定通知</b> <p>市から申請者へ交付決定通知書兼確定通知書と補助金交付請求書を同封して郵送します。</p>
<b>⑩補助金交付の請求</b> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 請求書 [第12号様式] (通帳内側の名義等がわかるページのコピーが必要)</li></ul>
<b>⑪補助金の支払い</b> <p>市から申請者の指定された金融機関に補助金を振り込みます。</p>

## ◆申請

### 1. 申請の資格について

- (1) 市内に生息する飼い主不明な猫であること
- (2) これから保護し不妊手術を受けさせる飼い主不明な猫であること
- (3) 申請者は市内在住の者であること（法人は除く）
- (4) 飼い主不明な猫であることの確認が、「自治会長1名」または、「市内に在住または在勤する隣人等2名」のいずれかで行われること

### 2. 申請の方法等について

- (1) 補助金交付の申込みについて
  - 協力病院で手術を行う前に必ず、次の書類をそろえて市役所環境課窓口へ提出してください。（郵送は不可）
    - ① 補助金交付申込書〔第4号様式〕（飼い主不明な猫であることの確認を自治会長1名または、市内に在住または在勤する隣人等2名と共に行う）
    - ② 不妊手術を申請する猫の写真（猫の特徴がわかるもの）
    - ③ 申請者の住所が確認できる書類（免許証、住民票、保険証など）
  - 申込みをされる方は、下記の事項に責任を持って行っていただく必要があります。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>〈1〉 飼い主不明な猫の収容</li><li>〈2〉 収容した猫が飼い主不明な猫であることの確認</li><li>〈3〉 協力病院への飼い主不明な猫の搬入と引き取り</li><li>〈4〉 協力病院に対する不妊手術及び識別処置（片耳へのV字型の切り込み）の実施依頼</li><li>〈5〉 猫の保護、不妊手術等の実施により第三者に損害を与えた場合の賠償</li><li>〈6〉 その他不妊手術等の実施について市長が必要と認める事項</li></ol> |
|---|

- (2) 協力病院との事前打ち合わせについて

- 申込み後は「手術を予定する協力病院」へ連絡のうえ、持込み日、時間、方法、注意点などを確認してください。

- (3) 飼い主不明な猫の保護と持込みについて

- 猫を保護するには、けがをしないよう十分注意してください。（防護用の手袋や長袖の服を着用するなど）

(4) 不妊手術の可否決定について

- 不妊手術の可否については、協力病院の獣医師が判断します。
- 猫の健康状態等によっては、手術が行えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(手術が行えない場合には、補助金交付申込取下届〔第7号様式〕を市役所環境課窓口にご提出下さい。)

(5) 交付の決定と期限について

- 申込が承認決定されてから 60 日以内に、不妊手術及び補助金の申請を行ってください。
- 上記の期限までに申請がされなかった場合、申込みは無効となります。

(6) 不妊手術費用の支払いについて

- 不妊手術等に係ります費用は、自己負担にて協力病院にお支払いください。

(7) 補助金の交付申請について

- 申込者の方は手術後必ず、期限内に次の書類をそろえて市役所環境課窓口に出してください。
  - ① 補助金交付申請書〔第8号様式〕(獣医師の署名と捺印が必要)
  - ② 領収書のコピー(申請者宛のもので、手術の内容と費用がわかるもの)
  - ③ 手術を行った猫の写真2枚(猫の全身と、識別処置部分がわかるもの)

(8) 補助金の交付請求書について

- 交付決定がされましたら、次の書類をそろえて市役所環境課に提出して下さい。
  - ① 補助金交付請求書〔第12号様式〕
  - ② 通帳の名義等がわかるページのコピー
- 補助金は市より、申請者の方が指定された金融機関にお支払います。

※不妊手術の実施方法等が不適当な場合には、補助金の交付決定の取消し及び返還を命ずることがあります。

※保護した飼い主不明な猫については、手術後は必ずもといた場所へ放してください。保護した場所以外に放すと、動物遺棄・虐待にあたる可能性があります。